

人事・労務に役立つ NEWS LETTER

事務所通信

4



発行:種子田社会保険労務士事務所

〒890-0056 鹿児島市下荒田 1-1-9

TEL 080-5381-5830 FAX 099-297-5095 e-mail sharoushi@taneda.biz

決定済み・
施行前の改正

障害者雇用率の引き上げが決定(令和6年4月～)

障害者雇用促進法に関する政省令が改正され、障害者雇用率の引き上げなどや支援策の強化が実施されることが決まりました。ポイントを確認しておきましょう。

障害者雇用促進法に関する政省令の改正のポイント

その1 障害者雇用率(障害者の法定雇用率)が段階的に引き上げられます。〔令和6年4月から段階的に施行〕

◆障害者の法定雇用率の段階的な引き上げについて(厚労省の資料より)◆

	令和5年度	令和6年4月	令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3% ⇒	2.5% ⇒	2.7%
対象事業主の範囲	43.5人以上	40.0人以上	37.5人以上

▶障害者を雇用しなければならない対象事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点での障害者雇用状況のハローワークへの報告
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」の選任(努力義務)

その2 除外率が引き下げられます。〔令和7年4月施行〕

その3 障害者雇用における障害者の算定方法が変更となります。

- ・精神障害者の算定特例の延長〔令和5年4月施行〕
- ・一部の週所定労働時間20時間未満の方の雇用率への算定〔令和6年4月施行〕

その4 障害者雇用のための事業主支援の強化(助成金の新設*・拡充)を行います。

- * 雇入れやその雇用継続に関する相談支援、加齢に伴う課題に対応する助成金の新設を予定〔令和6年4月施行〕

★非常に重要な改正です。詳しく内容を知りたいときは、気軽にお声掛けください。

特に、新たに「障害者を雇用しなければならない対象事業主」となる可能性がある場合(常時使用する労働者数が40人前後である場合)には、無視することができない改正です。



社会保険労務士

人を大切にする企業と社会の実現に向けて提言・宣言

「全国社会保険労務士会連合会(連合会)」は、令和5年3月上旬に、労働・社会保障制度及び人事労務の実務に携わる社会保険労務士の視点に基づく提言として、「人を大切にする企業と社会の実現に向けて」(政策提言・宣言)を公表しました。その趣旨・ポイントを紹介させていただきます。

- 本件は多様で柔軟な働き方の創造、導入及び浸透を目的に、働き方改革の専門家としての実務・知見に基づいた提言及び宣言を行うものである。
- この提言の取りまとめにあたっては、全国社会保険労務士(社労士)から広く意見募集を行い、現行法制度において改善すべきと思われる点として、17項目〔大別6項目〕の提言を取りまとめた。



□ また、「働く」ことの価値観や働き方などが多様化するなか、社労士は人的資本経営の専門家であることを宣言している。

<全体像>

提言1. 育児・介護と仕事の両立支援

- 1-1. 産前産後休業期間の見直し
- 1-2. 育児休業および介護休業の取得要件にかかる労使協定適用除外の見直し
- 1-3. 育児休業期間における社会保険料免除要件の見直し
- 1-4. 介護休業期間における社会保険料免除等改正

提言2. 多様な働き方の推進

- 2-1. 兼業・副業における労働時間通算による割増賃金支払いの撤廃
- 2-2. 在宅勤務者の雇用保険適用手続きの簡素化
- 2-3. 短時間労働者への休憩時間の付与

提言3. ダイバーシティの推進

- 3-1. 65歳前後の退職で受けられる失業等給付の支給日数の格差是正
- 3-2. 高齢者にかかる無期転換ルールの一律適用除外
- 3-3. 100人以下企業における障害者雇用調整金の拡充

提言4. 年次有給休暇の取得促進

- 4-1. 時間単位年休の時季指定日数からの控除対象への見直し
- 4-2. 年次有給休暇取得日における賃金計算時に採用する賃金の統一化
- 4-3. 紹介予定派遣から直接雇用へ移行時の年次有給休暇の取扱いの見直し

提言5. 労働者の健康確保

- 5-1. ストレスチェック実施の人数要件の撤廃
- 5-2. 小規模事業所への健康管理支援体制の見直し
- 5-3. 産業医の紹介支援体制の構築

提言6. 公正なセーフティーネットの整備

- 6-1. 年金の毎月支払い

<宣言> 人的資本経営の実効性確保に向けて



労働・社会保険、労務管理に関する相談などがあれば、気軽にお声掛けください。

要チェック

雇用関係助成金ポータルがオープン 電子申請できる助成金の対象が拡大

厚生労働省から、「雇用関係助成金ポータル」がオープンするとのお知らせがありました。これにより、電子申請できる雇用関係助成金の対象が、令和5年4月から2段階で拡大されます。同省がその周知のために作成したリーフレットのの一部を紹介します。

.....雇用関係助成金を電子申請しませんか？（厚生労働省のリーフレット）の一部.....

雇用関係助成金ポータルで電子申請可能に

厚生労働省の雇用関係助成金の電子申請を行うページです。

ステップ 1

2023(令和5)年4月から、キャリアアップ助成金正社員化コース・トライアル雇用助成金一般トライアルコースの電子申請が開始します。

ステップ 2

2023(令和5)年6月から、その他の雇用関係助成金の電子申請が開始します。

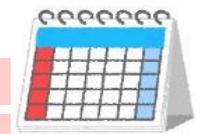
雇用関係助成金ポータルで電子申請が可能な助成金

- | | | | |
|---|---|---|--|
| <p>1 再就職支援関係の助成金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働移動支援助成金 | <p>2 転職・再就職拡大支援関係の助成金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中途採用等支援助成金 | <p>3 雇入れ関係の助成金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トライアル雇用助成金 (一般トライアルコースは4月から) ・地域雇用開発助成金 | <p>4 雇用環境の整備関係等の助成金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人材確保等支援助成金 ・通年雇用助成金 ・キャリアアップ助成金 (正社員化コースは4月から) |
| <p>5 仕事と家庭の両立支援関係等の助成金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・両立支援等助成金 | <p>6 人材開発関係の助成金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人材開発支援助成金 (事業展開等リスキリング支援コースを除く) | | |

④ 電子申請には「GビズID」の申請・取得が必要です。(事業主が社会保険労務士や弁護士等の代理人に電子申請を依頼する場合も「GビズID」の申請・取得が必要です。)

〔補足〕紙での申請や、既に実施されている他の電子申請（雇用調整助成金・産業雇用安定助成金の電子申請、特定求職者雇用開発助成金の電子申請）も引き続き利用できます。

★今回の「電子申請できる雇用関係助成金の対象の拡大」は、社会保険労務士による申請にも対応しています。必要であればお声掛けください。



**お仕事
カレンダー
4月**

4/10

● 3月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

4/17

● 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書の提出期限

5/1

- 3月分健康保険料・厚生年金保険料の納付
- 2月決算法人の確定申告と納税・8月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで）
- 3月・8月・11月決算法人の消費税の中間申告（決算応当日まで）
- 労働者死傷病報告（1月～3月分）の提出期限

